

西ノ島町営住宅住替申込案内

【住替申込者要件】

- (1) 世帯構成と町営住宅の規模が別表第1左欄の基準に該当し、同表の右欄の基準に適合する町営住宅に住替えを希望する場合。
- (2) 入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体機能上の制限を受けるものとなったことにより、他の町営住宅に住替えを希望する場合。
加齢の場合とは、入居者及び同居者の年齢が60歳以上の者をいう。
- (3) 母子又は父子家庭であり、かつ、その自立支援及び児童の健全育成の観点から住替えが必要と認められる場合、又は精神障害者・知的障害者が同居する家庭及び精神障害者・知的障害者自身の自立支援の観点から住替えが必要と認められる場合。
- (4) 入居者又は同居者の心身の状況からみて特に住替えが必要と認められる場合。
- (5) 結婚又は婚姻により世帯構成が変動し住替えが必要と認められる場合。

【申込手続】

住替えを希望する者は、町営住宅入居申込書（規則様式第1号）及び特定公共賃貸住宅入居申込書（特公賃規則様式第1号）に別記様式の「町営住宅住替承認願」及び別表第2に定める書類を添付して申し込んで下さい。

○別表第1

現在の住宅が世帯構成と比べて規模が大きいとき

現在の町営住宅及び特公賃住宅の入居状況世帯人数及び規模	住替申込み可能な町営住宅及び特公賃住宅
単身入居で3DK又は2DK又は2LDK	1DK住宅

現在の住宅が世帯構成と比べて規模が小さいとき

現在の町営住宅及び特公賃住宅の入居状況世帯人数及び規模	住替申込み可能な町営住宅及び特公賃住宅
3人以上で1DK又は2DK又は2LDK住宅	3DK住宅
2人以上で1DK住宅	2DK又は2LDK又は3DK住宅

○別表第2

承認基準	添付書類
住替要件（2）に該当の場合	医師の診断書（日常生活に身体機能の制限を受けると判断できるもの）又は身体障害者手帳（1級から4級）の写し
住替要件（2）に該当する者のうち恒常的な疾病又は身体機能の障害等のため階段の昇降に著しく支障をきたす者	医師の診断書（階段の昇降に著しい支障があり、1階への住替えが必要である旨を明記したもの）又は身体障害者手帳（下肢・体幹・移動等の機能障害があり階段の昇降に著しい支障があると判断できるもの）の写し
住替要件（3）（4）（5）に該当の場合	申し立ての事由が適当であるかの判断に必要と認められる書類

（注） 医師の診断書については、原則として公的医療機関で発行したものとする。